

# 学校法人関西大学役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規程

制定 昭和43年4月1日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 報酬及び手当

### (報酬)

第2条 常勤の役員（理事長、専務理事及び常務理事をいう。以下同じ。）の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員（理事長、専務理事及び常務理事を除く理事並びに監事をいう。以下同じ。）の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。ただし、加給分については、次条に規定する期末手当算出時の報酬月額に含めるが、第7条第2項に規定する退任慰労金算出時の基準報酬額には含めないこととする。

### (手当)

第3条 役員には、報酬のほか、期末手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員 報酬月額の6カ月分
- (2) 非常勤の役員 報酬月額の3カ月分

### (支給方法)

第4条 役員の報酬及び手当の支給方法については、職員の例による。

2 前項の手当の額は、夏期手当及び年末手当とし、それぞれ6月及び12月に支給する。

3 夏期手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員 報酬月額の3カ月分
- (2) 非常勤の役員 報酬月額の1カ月分

4 年末手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員 報酬月額の3カ月分
- (2) 非常勤の役員 報酬月額の2カ月分

### 第3章 退任慰労金

#### (退任慰労金の支給)

第5条 常勤の役員又は学校法人関西大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第6条第1項第1号に規定する理事が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き就任した場合は、原則として、実際に役員を退任するときに、その通算の在任期間分を支給するものとする。

2 常勤の役員又は寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程（就）第8条の規定を準用する。

3 非常勤の役員（寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事を除く。）については、退任慰労金を支給しない。

#### (退任慰労金算出の基準報酬額)

第6条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤の役員又は寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

#### (退任慰労金の算出方法等)

第7条 常勤の役員及び寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事の退任慰労金は、前条に規定する基準報酬額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の125
- (3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 13年以上16年以下の期間については、1年につき100分の175
- (5) 17年以上の期間については、1年につき100分の200

2 退任慰労金は、常勤の役員及び寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事であった在任期間ごとに通算し、それぞれ計算の上、合算した額とする。

3 前2項の在任期間は、就任から退任までの年数とし、毎年10月1日を起算日として翌年9月30日までを1年として計算する。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

4 1年の間に、常勤の役員に在任した期間と非常勤の役員に在任した期間がある場合は、常勤の役員として在任したものとして計算する。

#### (退任慰労金の最高限度額)

第8条 前条第1項の規定により計算した退任慰労金の額が、常勤の役員又は寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事の退任の日における報酬の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額

とする。

(退任慰労金の加給)

第9条 特別の事由がある者については、理事会の議を経て、第7条の退任慰労金を加給することができる。

(退任慰労金の不支給及び減給)

第9条の2 寄附行為第21条第1項第1号、第3号又は第4号の事由により役員を解任された者については、第7条の退任慰労金を支給しない。

2 前項に準じる事由がある者については、理事会の議を経て、第7条の退任慰労金を減給することができる。

#### 第4章 旅費

(旅費の支給)

第10条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第11条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

旅費の区分		旅費額
鉄道賃		旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船賃		特等料金
航空賃		実費
車賃		実費
日当	A	3,900円
	B	2,000円
	C	7,800円
宿泊料		15,000円

備考

- 1 日当の欄のAは、宿泊を伴う出張の場合とし、Bは、宿泊を伴わない片道300キロメートル未満の出張の場合とする。
- 2 片道300キロメートル以上の地域への出張で、宿泊を伴わない場合は、Cの額とする。

(出張雑費)

第12条 出張の性質により、この規程による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第13条 交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く。）が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、1回につき10,000円とする。ただし、遠隔地から出席する者には、第11条に規定する旅費も支給するものとする。

(旅費規程の準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、職員に適用する旅費規程（就）を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 役員退任慰労金規程（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 旅費規程（昭和31年4月1日施行）のうち役員に関する条項は、廃止する。

附 則

この規程（改正）は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和46年3月31日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第12条の2の規定は、昭和53年1月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和55年11月28日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和60年9月13日から施行し、昭和60年9月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年11月25日から施行し、平成6年10月28日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成9年1月24日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 第6条第2号の規定にかかわらず、平成20年9月30日に非常勤の役員であった者の基準報酬額は、平成20年9月30日までの期間においては、当該在任期間中に適用した改正前の別表第2に規定する報酬額に基づき算出する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成25年9月30日に役員であった者については、当該在任期間中に適用した改正前の規程に基づき、平成25年9月30日までの退任慰労金を算出し、支給する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

常勤の役員の報酬額

理事長	月額 120万円
専務理事	月額 110万円
常務理事	月額 100万円

別表第2（第2条関係）

非常勤の役員の報酬額

学長	月額 10万円
常任理事	月額 10万円
理事	月額 5万円
監事	月額 5万円